

中井町小児医療費の助成に関する条例（平成7年中井町条例第17号）による助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	神奈川県
3. 市区町村名	中井町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	74-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	中井町小児医療費の助成に関する条例（平成7年中井町条例第17号）による助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表第1第1の項 中井町小児医療費の助成に関する条例（平成7年中井町条例第17号）による助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法（昭和46年法律第73号）第1条	中井町小児医療費の助成に関する条例（平成7年中井町条例第17号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七条第一項に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。	この条例は、小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成支援を図り、もって小児の健康の増進に資することを目的とする。

⑦独自利用事務の関連規範		中井町小児医療費の助成に関する条例（平成7年中井町条例第17号）中井町小児医療費の助成に関する条例施行規則（平成18年規則第7号）
--------------	--	---

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号	中井町小児医療費の助成に関する条例第6条
事務の内容	児童手当法第七条第一項（同法第十七条第一項（同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。）及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項の給付をいう。）の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令40条 項1号イ	中井町小児医療費の助成に関する条例施行規則第8条第1項第3号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2017年08月23日
独自利用事務の対象者	
番号法第9条第2項の条例に規定した日	
保護評価の実施の有無	
評価書番号	
保護評価書の名称	

保護評価書のURLリンク	
委任関係	